公益社団法人長浜米原観光協会の会費等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人長浜米原観光協会定款（以下「定款」という。）第５条に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、もって公益社団法人長浜米原観光協会（以下「協会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

（入会金及び会費）

第２条　定款第７条に規定する会費は、正会員については２口 12,000 円以上とし、口数は理事会で定める。賛助会員については、１口 6,000 円とする。

２　事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の議決によってこれを減免することができる。

３　会員の会費のうち、公益目的事業のため 25%以上を使用するものとする。

（会費の納入）

第３条　協会に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から 30 日以内に、その事業年度の会費を現金払、口座振替又は口座振込の方法により納入しなければならない。

２　会員は、毎事業年度の会費として、請求があってから 30 日以内に現金払、口座振替又は口座振込の方法の方法により納入しなければならない。

３　会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

（資格喪失に伴う会員の会費納入義務等）

第４条　会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

２　会員が納入した当該事業年度において納入した会費は、これを返還しない。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公益社団法人長浜観光協会の設立の登記の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（統合に伴う会費に係る経過措置）

２　令和８年３月 31 日において一般社団法人びわ湖の素ＤＭＯの正会員であった者の令和８年度の会費は、以下のとおりとする。

（１）　一般社団法人びわ湖の素ＤＭＯの正会員であって公益社団法人長浜観光協会の会員であるもの　第２条に定める額

（２）　一般社団法人びわ湖の素ＤＭＯの正会員であって公益社団法人長浜観光協会の会員でないもの　令和７年度の一般社団法人びわ湖の素ＤＭＯの会費の額

令和８年４月１日改正　標題、第１条、第３条から第５条までの改正、附則での経過措置規定